

福井県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）骨子案 へのご意見および対応

ご意見の要旨	対応
<p>「2 用語の定義」に関するご意見</p>	
<p>「8 教育関係者および福祉関係者の役割」(1)において、『教育関係者は、その業務において、幼児、児童、生徒・・・』とあるため、「2 用語の定義」(4)では、『教育および保育に関する職務に従事する者』とされてはどうでしょうか。</p>	<p>「8 教育関係者および福祉関係者の役割」(1)において、『教育関係者は、その業務において、幼児、児童、生徒・・・』と明記しているため、ご意見を踏まえ、「2 用語の定義」(4)において『教育および保育に関する職務に従事する者』と明記いたします。</p> <p>また、『および保育』を明記することに伴い、『教育関係者』という定義の名称を『教育保育関係者』と明記いたします。</p>
<p>「7 歯科医療等業務従事者等の責務」に関するご意見</p>	
<p>各法（歯科医師法、歯科衛生士法、歯科技工士法）において、「健診および保健指導を行う」ことが法律上、明記できるのでしょうか。「行う」の表記を「提供する」などの表記にされてはどうでしょうか。</p>	<p>他県の条例でも「提供する」という表現が一般的に用いられていることから、「7 歯科医療等業務従事者等の責務」の(1)と(2)において『健診および保健指導を提供する』、『歯科健診、保健指導および歯科医療を提供する』ことができる体制の整備』と明記いたします。</p>
<p>「7 歯科医療等業務従事者等の責務」(3)で『歯科医療機関等は、…（中略）…知識および技能の向上を図るための機会を与える』と定めていますが、具体的にはどのような機会を想定していますか。例えば、歯科医療等業務従事者等が参加できる勉強会を歯科医療機関等が主催するといったことでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、「知識および技能の向上を図るための機会」については、例えば歯科医療等業務従事者等が参加する県歯科医師会や民間事業者が主催する研修会やセミナーを想定しております。</p>
<p>「8 教育関係者および福祉関係者の役割」に関するご意見</p>	
<p>「3 基本理念」に『乳幼児から高齢者まで』とあることから、「8 教育関係者および福祉関係者の役割」(1)の「幼児」を「乳幼児」とされるのはどうでしょうか。</p>	<p>「3 基本理念」において、『乳幼児から高齢者まで』と明記しているため、ご意見を踏まえ、「8 教育関係者および福祉関係者の役割」(1)において『教育関係者は、その業務において、乳幼児、児童、生徒・・・』と明記いたします。</p>
<p>「10 基本的な計画」に関するご意見</p>	
<p>この条文でいう「基本方針・目標・施策」は、福井県生涯歯科保健計画のことを示していると考えますが、この計画は平成15年に策定され、平成22年度までの計画期間となっております。新たな基本的な計画が必要なのではないかと考えます。</p>	<p>県では、福井県生涯歯科保健計画の計画期間が終了した後、福井県医療計画や元気な福井の健康づくり応援計画の中に理念や基本事項を位置づけ、総合的に歯科保健対策を推進しております。</p>

福井県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）骨子案 へのご意見および対応

ご意見の要旨	対応
<p>「11 基本的施策の実施」に関するご意見</p>	
<p>科学的根拠に基づいた、安全・安心なフッ化物の応用を望みます。少しでも危険であると報告のある物や科学的根拠のない物の応用を学校現場に導入することに賛成しかねます。</p> <p>例えば、フッ素洗口について、そもそもフッ素は薬物であり取扱いには十分注意が必要です。学校での洗口が実施になった場合、誤飲の危険性が考えられます。また、洗口液体の管理や洗口に使用する容器の衛生面での管理、児童生徒の実施する者・実施しない者の把握と管理・徹底等も配慮事項となります。</p> <p>お世話になった学校歯科医の先生方の中には、「フッ素洗口」より「歯磨き」を推奨される方もいらっしゃいました。このように、未来ある子どもの体の中に取り込む物の安全性や危険性、代替えの物や方法はないかなど、たくさんのご意見を考慮・精査して、フッ化物の応用等を考えていただきたいです。</p>	<p>フッ化物応用に関しては、厚生労働省や複数の専門機関による見解が示されておりますが、厚生労働省医政局長および健康局長の連名による都道府県知事宛の通知「フッ化物洗口ガイドラインについて（平成15年1月14日）」では、「フッ化物応用による歯予防の有効性と安全性は、既に国内外の多くの研究により示されており、口腔保健向上のためフッ化物の応用は、重要な役割を果たしている」と記載されています。フッ化物洗口の安全性に関しても、「たとえ誤って全量飲み込んだ場合でも直ちに健康被害が発生することは無いと考えられている方法であり、急性中毒と慢性中毒試験の両面からも理論上の安全が確保されています」と記載されています。また、厚生労働省の通知に基づき、文部科学省も都道府県教育委員会宛の通知「フッ化物洗口ガイドラインについて（平成15年1月30日）」を発出しております。なお、骨子案の</p>
<p>フッ化物洗口は科学的根拠がないので、小学校での集団洗口は導入しないでいただきたいです。骨子案に明記してほしいです。</p>	<p>「11 基本的施策の実施」の(3)は、『学齢期におけるフッ化物応用等の科学的根拠に基づくむし歯予防の推進』を規定するものであり、フッ化物洗口に限らず、フッ化物歯面塗布やフッ化物配合歯磨剤の使用等によるむし歯予防対策も含まれます。</p>
<p>県の「第4次元元気な福井の健康づくり応援計画」を見ると、本県のむし歯の無い子の割合が3歳児では全国平均とほぼ同じであるのに対し、12歳児では全国に比べて10ポイント少なく、更なる改善が必要と記載されています。</p> <p>同計画では、就学前の保育所・幼稚園等を対象に歯磨き指導の一環としてフッ化物洗口の実施を進めると記載されていますが、就学後は実施されていないようであり、何らかの因果関係があるのではないかと考えます。</p> <p>フッ化物洗口の有効性については、厚生労働省のホームページにも記載されています。また、身体への影響を懸念する方もいるようですが、フッ化物洗口に利用されるフッ化物の濃度や量では、有害な影響は無いとされています。</p> <p>北陸三県の中でも、フッ化物洗口に早くから取り組んできている富山県や、この10年でフッ化物洗口を含む学校歯科保健の取り組みによって劇的に改善の見られる秋田県、佐賀県などの先進県に倣った取り組みによる、積極的なむし歯予防対策を実施すべきと考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、本県のむし歯のない子の割合について、12歳児では全国に比べて10ポイント低いという現状を鑑み、学齢期におけるむし歯予防対策を推進していく必要があると考えられます。</p> <p>そのため、骨子案では、「11 基本的施策の実施」において『学齢期におけるフッ化物応用等の科学的根拠に基づくむし歯予防の推進』と規定し、フッ化物洗口に限らず、フッ化物歯面塗布や歯みがきを含む「フッ化物応用等」によって、むし歯予防が推進されるよう提案するものです。</p>
<p>「周術期、生活習慣病ならびに認知症における口腔機能管理を適切に行う・・・」とあり、病名、ステージが断定されています。病名の後に「等」を明記されてはどうでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、病名やステージが限定されないよう「11 基本的な施策の実施」において『周術期、生活習慣病、認知症等における』と明記いたします。</p>